

一般廃棄物処理基本計画の一部変更について

令和 3 年 2 月に改定した一般廃棄物処理基本計画（以下「一廃計画」という。）について、下記のとおり一部を変更する。

記

1 変更内容

(1) 清掃工場の新たな整備手法の導入

ア リニューアル工事

今般のエネルギー価格や建設資材価格の高騰による清掃工場整備事業への影響に対応していくため、現行の清掃工場の整備手法である「建替工事」及び「延命化工事」に加え、他自治体でも事例がある「リニューアル工事」を新たに導入する。

清掃工場の整備手法の定義

| 名 称 | 定 義 |
|----------|--|
| 建替工事 | 既存工場を解体し、新たな清掃工場を建設する工事 |
| リニューアル工事 | 既存工場の建築物を除く施設の設備・機器を全て更新する工事 (環境省「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」の定義より引用) |
| 延命化工事 | 既存工場の耐用年数を 10 年程度延伸するために必要な設備・機器を修繕する工事 |

イ 墨田清掃工場のリニューアル工事

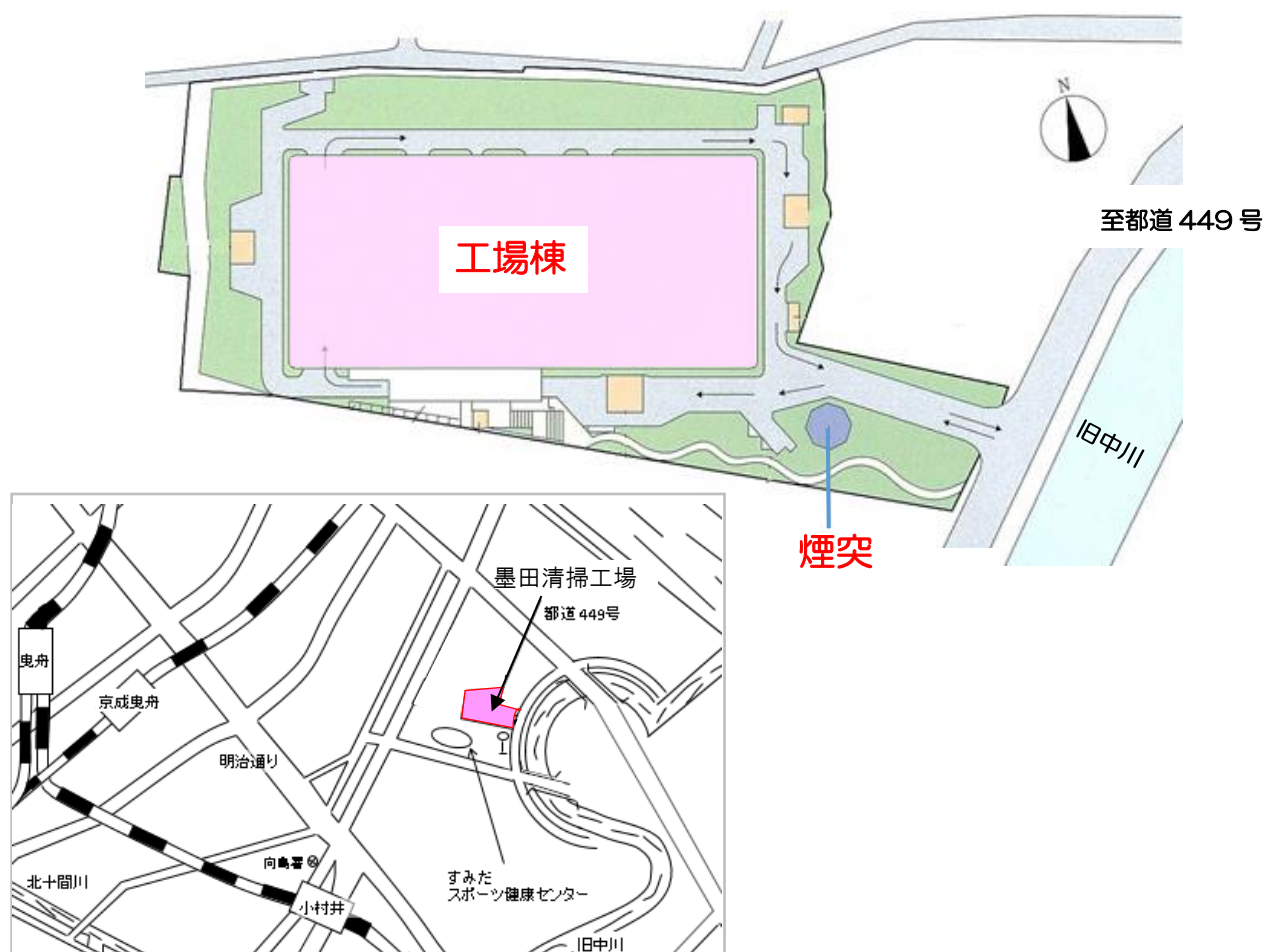
一廃計画では、墨田清掃工場について令和 11 年度から建替工事による整備としていたが、清掃工場の整備手法にリニューアル工事を導入することに伴い、墨田清掃工場の現況調査や敷地条件等を踏まえ、整備手法の比較検討を行った。その結果、墨田清掃工場については、建替工事と同規模の焼却能力で、費用や工事期間、省資源化等で優位性があるリニューアル工事に整備手法を変更する。

ウ 墨田清掃工場における整備手法の比較

| 整備手法 | リニューアル工事 | 建替工事 |
|--------------|--|---|
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> 既存工場の建築物（躯体・煙突）を活かし、施設の設備・機器をすべて更新する工事 建築物（躯体・煙突）についても、調査を行い、必要な改修は実施する | <ul style="list-style-type: none"> 煙突を含む既存施設を全て解体し新たに施設を建設 |
| 焼却能力* | 500 トン/日 | 500 トン/日 |
| 耐用年数 | 25～30 年 | 25～30 年 |
| リニューアル工事の優位性 | <ul style="list-style-type: none"> ① 費用の削減（4割程度削減） ② 工事期間の短縮（半分程度に短縮） ③ 省資源化、建設廃棄物の削減 ④ 工事車両の削減、騒音・振動の低減 | — |

※墨田清掃工場は現行 600 トン/日の焼却能力であるが、公害防止設備などの大型化と狭隘な敷地のため、建替工事、リニューアル工事いずれも焼却能力は 500 トン/日となる。

エ 施設配置図

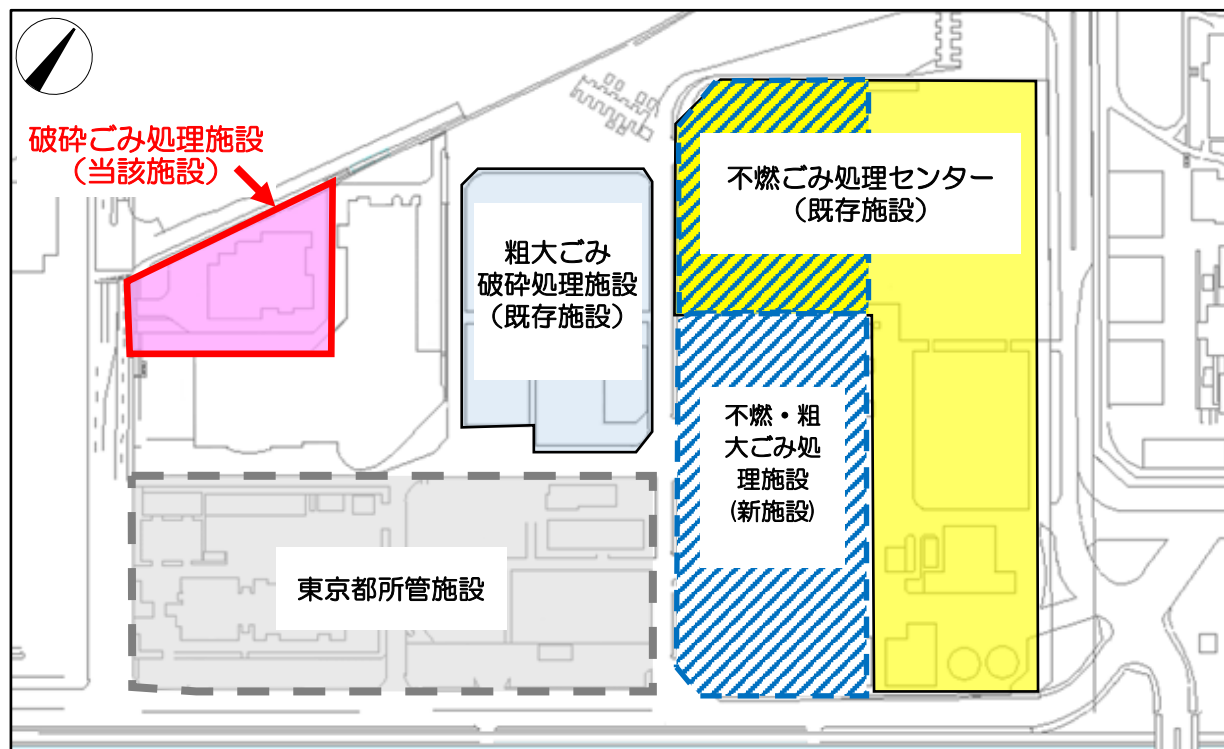


オ リニューアル工事のスケジュール

令和 6 年度から計画の策定や環境影響評価等の各種手続を開始し、令和 11 年度からリニューアル工事に着手する。

(2) 中防破碎ごみ処理施設の廃止

ア 施設配置図



イ 施設概要

| | |
|------|---------------------------|
| 施設区分 | 焼却処理施設（粗大ごみの破碎処理残さの焼却） |
| 焼却能力 | 180 トン／日 |
| しゅん工 | 平成 4 年 7 月（平成 27 年度末から休止） |
| 敷地面積 | 約 5,000 平方メートル |

ウ 廃止及び解体の理由

- (ア) 大田清掃工場第一工場の再稼働工事により、焼却能力の不足に備えられたため
- (イ) 令和 5 年度開始の中防不燃・粗大ごみ処理施設の整備工事を円滑に推進するため
- (ウ) 焼却灰の搬送用コンテナ置場などとして敷地を利用するため

エ 解体工事費用（予定）

約 18 億円

オ 工事期間（予定）

令和 5 年度から令和 6 年度まで

2 今後の予定

令和 5 年 3 月 一廃計画変更の決定、告示、清掃一組HP公表